

第十二部

(二七三)

第二回 参議院 鈛工業委員会 會議 録 第五号

昭和二十三年六月四日(金曜日)

委員の異動

六月四日(金曜日)委員池田七郎兵衛君辭任につき、その補欠として奥主一郎君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午前十一時二十四分開會

○理事(川上重市君) それではこれから開會をいたします。弁理士法の一部を改正する法律案が六月一日付託になりましたので、今日は政府委員から御説明を伺いたいと思います。駒井次官が御説明になる筈でしたが、外の方で手が抜けかねますので、局長から御説明願います。

○政府委員(久保誠二君) 弁理士法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。存じます。最近の経済事情、社会情勢等を考慮いたしまして、弁理士登録料を適当に増額いたしますと共に、罰則中、罰金並びに料金の額を他の処罰法規との均衡を保つように引上げるために、弁理士法中にこれに関係します部分につきまして必要な改正を行わんとするのが、この法律案の提出の理由でございます。

以下改正案の要点を御説明いたします。第一は弁理士の登録料を引上げます。第二は弁理士の登録料を引上げ

たこととでございます。最近の物価騰勢並びに他の関連法律の規定を比較考慮いたしまして、弁理士の登録料を弁理士登録税額と同程度に増額いたすことといたしました。第二は罰則中、罰金及び料金の額を引上げたこととでございます。他の処罰法規との均衡上、罰金を約十倍に、料金を二倍に引上げることといたしました。以上を以て弁理士法の一部を改正する法律案の概要を御説明申し上げます。次第でございます。何卒慎重御審議の上可決されんことをお願いいたします。

○理事(川上重市君) それでは前回御説明がありました特許法等の一部を改正する法律案と、只今の弁理士法の一部を改正する法律案、この両方を一括しまして御質疑をお願いいたします。

○政府委員(久保誠二君) 最初に特許法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。前回御注意がございましたので、法案が分り易くなりましますように一部参照条文を刷り直しまして、本日お手許にお配り申上げた筈でございますが、活版刷の特許法等の一部を改正する法律案参照条文というのでございます。それから今一つ特許法改正法律案要綱と申しまして、ガリ版刷りにいたしましたのがございます。この二つと、それから政府提出原案になつております特許法等の一部を改正する法律案、この三つの印刷物を御覧頂きましたならば大体お分り願えるかと思ひますが、何分準備が不十分でございますので、お分

り難い点があるかと存じますが、悪しからず御了承をお願いいたします。最初に政府提案の法律案につきましても、ちよつと誤謬いたしました点がございますが、これはその後内閣から正誤表をお手許に差上げてあると思ひます。一枚刷のこつくりものでございますが、まだお手許に……、それによりまして大体ちよつと直して見ますと、第一頁の第一條「特許法の一部を次のように改正する。」という箇の行に「帝國内」を「國內」に、「勅令」を「政令」に、その次に「特許局」を「特許廳」に、「特許局長官」を「特許廳長官」に改めるというのがございまして、これを削除いたしまして「唯、唯、唯」を「帝國内」に、「勅令」を「政令」に改めるといふ具合に訂正いたす、それが刷り間違ひになつておるのであります。それから第三頁の三行目の第八十九條、それからその五行目のところにもございまして、

「特許廳長官」となつておりますのは、これは「特許局局長官」と御訂正をお願いいたします。それから次に第六頁でございますが、六頁の三行目にやはり「特許廳長官」というのがございまして、これを「特許局局長官」に、それから五行目に「特許廳」というのがございまして、これも「特許局」に、それから六行目に「特許廳」というのがございまして、これも「特許局」でございます。それからこの六頁の左から二行目の一番上にも「廳」というのがございしますが、これも「局」とお直し願ひとうございます。適りまして、第五頁の

第三行目の下の方に「審判又は抗告審判」というのがございまして、この「又」は「ハ」が平仮名になつておるのであります。それから五頁の第十行目になつておりますが、ここにある第五頁の左から二行目の一番下のところの「之ヲ提起スルコトヲ得ズ」といふ、この下に括弧がついておられますが、この括弧は間違ひでございます。それから八頁の第二行目に「特許局」を「特許廳」に改めるといふ、「特許局」を「特許廳」に改めるといふのを削除いたします。それから第九頁の二行目にもございまして、「特許局」を「特許廳」に改める、これも削除いたします。それから九頁の六行目に「第六頁の下の方に「第百十三條第一項」といふ文字がございしますが、その「第」の上へかぎを付けて頂きたいと思ひます。それから第十頁の三行目に「特許局」を「特許廳」に改めるといふのがございまして、これも誤りでございまして、それから第十頁の九行目に「第」の字が落ちておる、この「第」をお入れ願ひます。それからその隣の行に「第百二十八條ノ六」といふのがございまして、これを「第百二十八條乃至第百二十八條ノ六」と、その「第百二十八條乃至」といふ言葉がその上に入るのでございます。これだけ誤植になつております。それから本日お配りいたしました法律案参照条文でございますが、これは今度この改正案につきまして手の触れる点を全部こへ盛り

込んで見たのでございます。この中に入つておりませんのは「帝國内」を「國內」に、「勅令」を「政令」といふその点だけが省いてございまして、その他の訂正は全部この中に盛り込んだつもりでございます。例を申し上げますと、第一頁で第十一條の中に、十一條の二行目に「又ハ判決アリタル」とございまして、その「又ハ判決アリ」といふところに右側に傍線が引張つてあります。傍線の部分はこの「又ハ判決アリ」といふ意味で、今度の案で削除するといふ意味にお読み願ひとうございます。第十五條の「軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ」といふところに傍線がございまして、これは削除する、今度の法律案でこれを削除するといふ意味でございます。

次の頁の第二頁に、第三十條のところに入れた「若ハ抄本」といふのが入れてございまして、これは新しく訂正で書き加へる意味のものであります。それから第三十一條に全部傍線が引張つてあるのがございまして、これは三十一條全部削除するといふ意味でございます。それから、その隣にも一つ、第三十一條と書きまして、そこに赤線が引張つてございまして、この赤線の入つておりますのは、これは全文新しく入るといふ意味でございます。結局三十一條は古い三十一條を全部書きまして、その隣に書いてあります。三十一條をその代りに新しく入れるといふ意味でございます。

それでは内容に入りたいと存じますが、お手許に本日お配りいたしました

ガリ版刷りのものに、大体改正の要点を分類いたしまして掲げてございます。一昨日御説明申し上げました点がこの五つになるわけでございます。

第一は、日本國憲法の施行に伴いまして、軍事上秘密を要する発明又は軍事上必要な発明に関する制度を廃止いたしましたこととあります。

第二は、裁判所制度の改正に伴いまして、違法な抗告審判の審決又は決定に對しましては、その取消の訴を三十日以内に東京高等裁判所に提起できるものといたしまして、その關係條文を整備することとあります。その左の方に條が挙げてございます。これだけはこの第二の趣旨に關つて手が触られたという意味でございます。

第三は、右の裁判所との關係の調整に伴いまして、すべて判決によることを要しない事項が生じたので、この點の條文を整理した点でございます。

第四は、最近の經濟事情に對應するため特許料及び登録料を五倍に引上げ、又民事訴訟法の改正に倣ひまして過料を二倍に引上げることとしたのでございまして、次に左に掲げてございます四つの條文がこれに該當するものでございまして。

第五が、その他の法律等の變遷に伴いまして、條文又は字句の輕微な整理を加えたこととございまして、左の方に掲げてありますものは、大体内容は極くばら／＼なものでございまして。この外に經過規定を少しばかり繰込んだだけでございまして。では第一から順序を追つて御説明申し上げたいと存じます。参照條文では先ず第十五條でございます。これは憲法によりまし

て戰爭を放棄いたしました關係上、軍事に關係する發明を特別に取扱ふ必要がなくなりましたので、創設いたしましたのでございまして、第十五條「特許出願ニ係ル發明が軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ公益上必要ナルモノナルトキハ特許ヲ與ヘズ、特許ヲ受クルノ權利ヲ政府ニ於テ收用シ又ハ制限ヲ附シテ特許ヲ與フルコトヲ得」というものにつぎまして軍事上關係するものを、省きまして、公益上必要なものに限定した次第でございます。これに關係いたします三十一條も、全く御覽願ひますと直ぐお分り願へると思ひますが、「軍事上ノ秘密に關係するものでございまして、それから四十條も、これは十五條に對應いたしましたして、十五條は特許出願に關係するものでございするが、これは特許權になつたものを對象として取扱つておるものでありまして、内容は十五條と殆んど同じものでございまして。その次が四十三條でございますが、これは秘密特許がありまするときは出願公告をしないものでございまして、特許權の存続期間の十五年というものを特許が登録になつた日から勘定するといふことが必要であつたのでございまして、今後すべて特許は出願公告をするといふことになりまして、特許權の存続期間はすべて出願公告の日から計算するといふ趣旨によりまして、一本に直しまして、改正のものでは「特許權ノ存続期間ハ出願公告ノ日ヨリ十五年ヲ以テ終了ス」といふことになるわけでございます。次の六十三條の但し書とか、それから七十三條の第六項、或いは百八條の第一項と申すものは、すべてこれと全部同趣旨のものの提案でございます。

これで第一を終りまして、次に第二の點について御説明申し上げたいと存じます。先ず百二十八條から御説明を申し上げたいと存じます。第十五條の左の端に「第六章ノ二訴訟」といふのが新しく加わつてございまして。これは今度の改正によりまして訴訟に關係する條文が大分増えましたので、第五章の中から訴訟に關係する部分を創設いたしました。第五章はただ單に審判、抗告審判と大審院とは密接な上下審の關係でありましたので、こういう審判、抗告審判と一緒に規定しておられたのでございしますが、今回の改正で裁判制度の改正に關連いたしまして、審判、抗告審判と、それから裁判所との關係を新たな観点から規定いたしましたために、かくのごとき條文が一つ殖えるのでありまして、又一章を設けたわけでございます。訴訟に關する新たな規定を設けました趣旨は裁判制度の改正に伴いまして、行政事件に關連する訴訟については、民事訴訟法及び行政事件訴訟特例法が適用せられることになりまして、特許事件は高度の技術的問題をその内容といたしますために、強大な對外的獨立權をその主体として、特別複雑な權利關係を取扱つておりますので、その特殊性を考慮いたしまして、民事訴訟法及び行政事件訴訟特例法の一般法的な立場に對しまして、特別法的な規定をする必要があるために、こういう新たな規定を設けた次第でございます。從來特許事件に關します訴訟につきましては、第百十五條、第百

十五條ノ二、及び第百十六條に規定してあつたのでございまして、裁判制度の改正に伴いまして、先に発せられた裁判所法施行法の規定に基く特許法の変更適用に關する政令、これが昭和二十二年の政令第三十二号で公布されておるのでございまして。この政令によりまして今回の改正の趣旨は概ねすでに認められておつたのでございまして、今回の改正はこの點を一層明確に規定して必要な規定を整備したものでございまして。第百二十八條ノ二、参照條文の方では第十六頁でございまして、第百二十八條ノ二、三、四、五と

の内容といたしておりますので、特殊の専門的知識を必要とする關係から東京高等裁判所に限定して、この要請に應じようとしたものでございまして。抗告審判請求書却下の決定に對する出訴を認めましたのは、從來抗告審判における決定に對しましては大審院への即時抗告が認められておりました。その後、裁判法施行法の規定に基く特許法の変更適用に關する政令で、これが東京高等裁判所に即時抗告できるやうになつていたのでございまして、今後は裁判制度の改正によりまして、行政廳の処分に對する裁判所への即時抗告といふことがなくなりまして、訴訟の形としてこれを認めることとしたのでございまして。抗告審判請求書却下の決定のみに限定いたしましたのは、抗告審判における決定中これだけが獨立の処分と考えられるものでございまして、他のものは本案の審決と共にその違法を主張することを適當とするからでございます。百二十八條ノ二の第二項は「前項ノ訴ハ審決又ハ決定ノ送達アリタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ」と「前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス」といふのでございまして、旧第百十五條並びに特許法の変更適用に關する政令におきまして、このやうに規定しておるのでありますが、これを踏襲してここに規定したのでございまして。決定につきましては、從來即時抗告として認められておりました期間は一週間であつたのでありますが、今回の改正でこれを訴として認めることになりましたので、出訴期間として、審決の場合に同調することにいたしましたのであります。行政事件訴訟特例法に對しまして特例

じますが、参照条文では先ず第十五條でございす。これは憲法によりまし
第一項と申すものは、すべてこれと全
部同趣旨のもの提案でございす。
に同調することにしたのであります。
行政事件訴訟特例法に對しまして特例

を設けましたのは、行政事件訴訟特例法というものがこの参照条文のお終いの方に附けてございすが、これでは六ヶ月以内に行政廳の処分に対して訴えをなすことにいたしてございすが、特許法ではこれを三十日というような工合に特例を設けたわけでありすが、これは特許権の對世的独占權たる特殊性から、權利關係を長く不安定の狀態に置くことによつて、複雑な權利關係の發生することを防止しようとする趣旨でございす。第三項で、第二項に規定いたしました出訴期間を不變期間といたしましたのは民事訴訟法の規定の一例に倣つたものでありまして、三十日間の期間内に訴出できないう特定の事情のありする時は、民事訴訟法の規定するところの訴訟行為の追加の制度等によつて、これを救済できるようにした趣旨でございす。第四項も又特許事件の特殊性に基く新設の規定でありまして、行政事件訴訟特例法によりまして、行政廳の違法の処分に対しましては原則的に裁判所に訴出できることになりすが、本條の第一項の規定によつて、特許出願中の事件及び特許法で審判を請求することができする事項につきましては抗告審判を経て東京高等裁判所に訴出できる途が閉が途れることになつてございすので、これと別に、直接に途中から裁判所に訴出することを認めずと、抗告審判の制度を事件の特殊性から設けましたる趣旨とも反しますし、又裁判所としても、その技術的判断の点において、單に鑑定人というやうな制度では十分でなく、差支が起りますので、すべて審判又は抗告審判を請求することができする事項につきましては、抗告

審判を経た後でなければ訴出できないということにいたしました。別の経路からの訴出を封じたのであります。抗告審判の審決に對してのみ実施できるものと規定いたしましたのは、抗告審判を経た後であれば、又別の事件として査定又は審判の審決に對して、出訴することができるかという疑義を生じますので、これを明確に封じてあるの
第百二十八條の三は、この訴訟における當事者に関する規定でありまして、この文章にありまうやうに、單なる手続法でございす。
第百二十八條の四も裁判所と特許局との間の關係が密接に參りますやうに、その手続を規定したものでございす。
第百二十八條の五でございすが、これは訴の請求があつた場合の手続を規定したものでございす。第一項は裁判所が訴の請求を理由があると認めましたときは、即ち抗告審判の審決又は決定が違法であると認めましたときは、その審決又は決定を取消することとしたのであります。行政事件の訴訟特例法では、行政廳の違法な処分に對しましては、取消の訴と変更の訴とを認めておるのであります。これは行政事件訴訟特例法の第一條、第二條の方に出ておるのであります。西方の取消の訴と変更の訴とを認めておるのでございすけれども、特許事件におきましては、その高度の技術的内容と、複雑な權利關係によりする特殊性によりまして、その一部の變更を認めるのは妥當でありませんで、ただこれを取消云々といひまして、取消されたる場合は、第二項に規定いたし

ましたやうに、更に抗告審判で専門的な審理をすることとしたのであります。即ち特許事件に關しましては、一般行政事件と違ひまして、ただ單に取消の訴だけができるのでありまして、變更の訴はできないということにいたしましたのであります。第二項は、第一項の規定によりまして、審決又は決定が取消された場合における特許局の手続を規定したものであります。審決が取消されまうと、その事件は抗告審判におきまして、未だ審決がなされない狀態に戻りますので、抗告審判において改めて審理を行なつて、審決をすることとなるのであります。決定につきましても全く同様でございす。抗告審判で改めて審理をするに當りましては、行政事件訴訟特例法の第十二條の規定がございまして、裁判所の終局判決に拘束されることになるとは當然でございす。これによりまして裁判所と特許局とが、從らに決定を遅らせるといふことは、その特例法の十二條でできなくなつておるのでございす。第百二十八條の六のところも單に手続を規定してあるだけでございす。
第百二十八條の七でございすが、この規定は從來の百十六條の規定の趣旨を踏襲したものでありまして、第五條第四十條の規定する特許權上の諸法律上の收用及び第四十八條、第四十九條の規定に基いて第五十條の規定するいわゆる協定實施權に對する補償金額を商工大臣又は特許局が決定した場合において、その処分に對する出訴の規定でございす。この趣旨も全く百二十八條の二、三の趣旨と同じところと存じますので省略させて頂きます。

第百二十八條の八では、やはり單に手続を規定いたしてございまして、誰を被告とすべきかを規定してあるものでございす。この百二十八條の九の規定はただ單にそのまま適用できない部分を削除したというだけでございす。これで新たに百二十八條の二から九を設けました趣旨を御説明いたした次第でございすが、この趣旨に副ひまして、元の百十五條、百十五條の二並びに百十六條といふものがなくなりまして、これを削除いたした次第でございす。
○理事(川上重市君) ちよつとお諮りいたしますが、時間が參りましたので、この改正法律案要項の三、四、五、は次の機会に御説明願うことにいたしまして、今日はこの程度で打切ること
にいたしたいと思ひますが。
○理事(川上重市君) ではこれで打ち切ります。大回りは來週の月曜の午後一時から開会いたします。
午前十一時五十九分散會
出席者は左の通り。
理事
委員
小林 英三君
川上 重市君
原 虎一君
村尾 重雄君
荒井 八郎君
平岡 市三君
堀 末治君
入交 太藏君
林屋龜次郎君
鎌田 逸郎君
楠見 義男君
佐伯卯四郎君

政府委員
特許廳長官 久保敏二郎君
宿谷 榮一君
田村 文吉君
佐々木良作君

第十二部

飲工業委員會會議錄第五号

昭和二十三年六月四日

【参議院】

昭和二十三年七月十四日印刷

昭和二十三年七月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局